

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-298049
(P2005-298049A)

(43) 公開日 平成17年10月27日(2005.10.27)

(51) Int.CI.⁷**B65D 5/54****B65D 5/66**

F 1

B 6 5 D	5/54	3 1 1 A
B 6 5 D	5/54	3 0 1 A
B 6 5 D	5/66	3 0 1 D
B 6 5 D	5/66	3 1 1 D
B 6 5 D	5/66	3 3 1 A

テーマコード(参考)

3 E 0 6 0

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

特願2004-120732 (P2004-120732)

(22) 出願日

平成16年4月15日 (2004.4.15)

(71) 出願人 00017634

參天製薬株式会社

大阪府大阪市東淀川区下新庄3丁目9番1
9号

(71) 出願人 391019500

朝日印刷株式会社

富山県富山市大手町三番九号

(74) 代理人 100107308

弁理士 北村 修一郎

(74) 代理人 100114959

弁理士 山▲崎▼ 徹也

(72) 発明者 富山 順一

大阪府大阪市東淀川区下新庄3丁目9番1
9号 參天製薬株式会社内

最終頁に続く

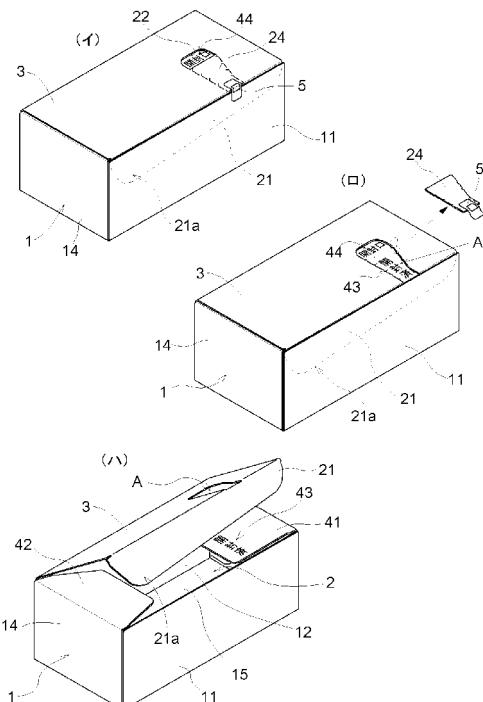
(54) 【発明の名称】開封確認包装箱

(57) 【要約】

【課題】組立や開封を容易にでき、しかも、内容物に対する改竄をより確実に防止することの出来る包装箱を提供する。

【解決手段】胴部1に、当該胴部1の開口部2を覆う上蓋部3を延設し、前記上蓋部3の先端部に、前記胴部1の内部に差し込まれる差込片部21を設け、前記差込片部21に、前記差込片部21の他の部分よりも差し込み長さの長い差込ガイド部21aを形成し、前記差込ガイド部21aとは異なる位置に対応する前記上蓋部3の位置に、孔部Aを形成可能な指掛け部24と、前記上蓋部3の組立状態において、前記指掛け部24と前記胴部1とを連結する封緘手段5と、前記指掛け部24を操作して、前記孔部Aを形成することにより表示可能とする開封済み表示部43とを設けてある。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

胴部に、当該胴部の開口部を覆う上蓋部を延設し、前記上蓋部の先端部に、前記胴部の内部に差し込まれる差込片部を設けてある包装箱であって、

前記差込片部に、前記差込片部の他の部分よりも差し込み長さの長い差込ガイド部を形成し、

前記差込ガイド部とは異なる位置に対応する前記上蓋部の位置に、孔部を形成可能な指掛部と、

前記上蓋部の組立状態において、前記指掛け部と前記胴部とを連結する封緘手段と、

前記指掛け部を操作して、前記孔部を形成することにより表示可能とする開封済み表示部とを設けてある包装箱。

【請求項 2】

前記胴部に、前記上蓋部の内側に折り畳まれる舌部を延設し、前記舌部に開封済み表示を設けてある請求項 1 記載の包装箱。

【請求項 3】

前記封緘手段が、剥離後再形成不能な封緘テープである請求項 1 または 2 に記載の包装箱。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、胴部に、当該胴部の開口部を覆う上蓋部を延設し、前記上蓋部の先端部に、前記胴部の内部に差し込まれる差込片部を設けてある包装箱に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来、このような包装箱としては、図 7 に示すように、差込片部 21 の差し込み長さを幅方向でほぼ一定に形成してあるとともに、前記胴部 1 の中央部に指掛け部 24 を設け、前記指掛け部 24 を引き剥がし破碎線 23 に沿って切断容易に形成し、前記上蓋部 3 の組立状態において、前記指掛け部 24 から前記上蓋部 3 にわたって封緘テープ 5 を貼着してあるものが知られている（例えば特許文献 1 を参照）。

【0003】

このような包装箱は、簡易包装として好適に用いられ、封緘テープだけを施した包装箱に比べ、前記封緘テープ 5 を剥がす必要がなく、前記指掛け部 24 を把持して、前記破碎線 23 を切斷しつつ、指掛け部 24 ごと上蓋部 3 を引き上げることによって容易に開封することができる。

【0004】**【特許文献 1】実開昭 57 - 156421 号明細書****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかし、このような簡易包装による包装箱は、開封した後でも差込片部 21 を再び胴部 1 の内部に差し込めば、未開封のものと混在していても、開封したものかどうかを判別するのが困難な場合が多く、容易には発見できないという問題点があった。そのため、前記包装箱に商品を収容して取引を行う際に、流通過程で前記包装箱を一旦開封して内容物を取り出し、内容物の数量に変更を加えたり、品質を低下させることが行われることがあった（以下、このような行為を改竄と称する）。

【0006】

また、このような構成の包装箱は、正規に開封しなくとも、前記包装箱を変形させると、上蓋部 3 と胴部 1 との間や差込片部 21 と胴部 1 との間に隙間を形成させることが出来る場合がある。このような場合、さらに、改竄を巧妙に行い発覚しにくくすることが出来、上述の改竄が行われることがあった。特に高額な薬品、入手困難な薬品、取り扱いに注

10

20

30

40

50

意を要する薬品等が抜き取られて不正に流通される問題が起きている。このような改竄は、流通過程で判別できずに、商品として消費者の元に達してはじめて判明するという場合が多く、発見が困難で、監視に万全を期すのは困難である。

【0007】

一方、このような改竄を完全に防止すべく、前記包装箱全体をフィルム包装する等して包装状態をより厳密なものとすると、包装経費が嵩むとともに、前記包装箱の組立や開封が煩雑な操作を伴い、取り扱いが困難となる問題がある。

【0008】

そこで、本発明は上記実状に鑑み、組立や開封を容易にでき、しかも、内容物に対する改竄をより確実に防止することの出来る包装箱を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明の包装箱の特徴構成は、胴部に、当該胴部の開口部を覆う上蓋部を延設し、前記上蓋部の先端部に、前記胴部の内部に差し込まれる差込片部を設けてある包装箱であって、前記差込片部に、前記差込片部の他の部分よりも差し込み長さの長い差込ガイド部を形成し、前記差込ガイド部とは異なる位置に対応する前記上蓋部の位置に、孔部を形成可能な指掛け部と、前記上蓋部の組立状態において、前記指掛け部と前記胴部とを連結する封緘手段と、前記指掛け部を操作して、前記孔部を形成することにより表示可能とする開封済み表示部とを設けてある点にある。

【0010】

つまり、前記開口部に対して前記上蓋部を被せ、前記差込片部を前記開口部から前記胴部に沿わせて差し込み挿入することによって包装箱を組み立てることが出来る。

20

【0011】

また、開封時には、前記差込ガイド部とは異なる位置に対応する前記上蓋部の位置に設けた指掛け部に、押し破ったり引き剥がしたりする操作をすることにより、前記上蓋部に孔部を形成することが出来る。この際、前記封緘手段を剥がすことなく、前記指掛け部を操作するだけで、前記封緘手段による前記差込片部の引き抜き規制が解除されるので、容易に開封作業を行うことが出来る。また、開封作業を行った後には、前記上蓋部に前記孔部が形成されるため、開封済み表示が視認可能となり、前記包装箱が開封済みであることが一目で識別できるようになる。従って、不正目的で開封した場合にも、容易に識別できるので、包装箱の内容物を改竄するのを抑止するのに役立つ。

30

【0012】

尚、前記差込ガイド部と、前記上蓋部とは、共通の折り目に隣接することになるから、その折り目において隣接する位置を対応する位置と称するものとする。

【0013】

このとき、前記差込片部に、前記差込片部の他の部分よりも差し込み長さの長い差込ガイド部を形成してあると、前記差込片部を前記胴部に差し込んで包装箱を組立てる際に、前記差込ガイド部を前記胴部に差し込み易い。そして、一旦、前記差込ガイド部を差し込んだ後は、前記差込片部の他の部分を前記胴部に滑らせながら差し込むことが出来る。このため、作業性良く組立作業を行うことが出来る。

40

【0014】

また、前記差し込みガイド部が設けてあると、前記差込片部の一部分だけを前記胴部から引き抜こうとしても、前記差込ガイド部を他の部分より長い差込長さに形成してあるから、前記差込片部の一部分を胴部から引き抜く前に、その力が差し込み長さの短い他の部分に設けられた前記封緘手段まで伝達し、引き抜きが規制される。このため、前記差込片部の一部分のみ引き抜いて、前記開口部に隙間を形成するという操作が困難になる。従って、前記包装箱の内容物を取り扱うことは困難で内容物を改竄することは困難になる。

【0015】

また、前記上蓋部の組立状態において、前記指掛け部と前記胴部とを封緘手段によって連結してあると、前記差込片部の前記開口部からの引き抜きを規制することが出来る。その

50

ため、前記包装箱を開封することなしに前記上蓋部を持ち上げて前記開口部と前記上蓋部との間に隙間を形成することが困難になる。

【0016】

前記胴部に、前記上蓋部の内側に折り畳まれる舌部を延設し、前記舌部に開封済み表示を設けてあることが好ましい。

【0017】

つまり、前記舌部は前記上蓋部の内側に折りたたまれるから、開封されて前記孔部が形成されることにより前記指掛け部に臨む部分が視認可能となる。その部分に開封済み表示を設けると、他部材を用意することなく、容易に開封済み表示を形成することが出来る。また、前記包装箱の外面意匠の印刷時に、併せて作製することができる所以で製造工程上好適である。10

【0018】

また前記封緘手段が、剥離後再形成不能な封緘テープであることが好ましい。

【0019】

つまり、改竄目的で前記封緘テープを剥がしたとしても、その封緘テープは、再形成不能に形成してあるので、その封緘テープの剥離した部分をもって、前記包装箱が開封済みであることを一目で識別できるようになる。従って、一旦、封緘テープを剥離すると、その後に貼り直したとしても、封緘テープを剥離したことが識別できるため包装箱の内容物を改竄するのを抑止するのに役立つ。20

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

以下、本発明の実施例を図面に基づいて説明する。

本発明の包装箱は、図1～図3に示すように、正面部11、背面部12、両側面部13、14、底部15を有する胴部1を設け、前記胴部1の開口部2を覆う上蓋部3を、前記背面部12の開口部2側縁部に延設してある。また、両側面部13、14に、前記開口部2側に折り曲げて前記上蓋部3の内側に折り畳まれる舌部41、42を設けてある。さらに、前記上蓋部3の先端部に、前記開口部2から前記胴部1内に前記正面部11に沿って差し込まれる差込片部21を設けてある。また、前記差込片部の側面部14側（一端側）に、前記差込片部21の他の部分よりも差しみ長さの長い差込ガイド部21aを形成してある。30

【0021】

尚、前記胴部1は前記包装箱に充填される内容物の形状等に応じて任意の形態をとることが出来る。また、前記差込ガイド部21aは、前記差込片部の一端側に形成したが、前記差込片部の幅方向における任意の箇所に形成することが出来る。

【0022】

前記上蓋部3の前記側面部13側（他端側）の前記差込ガイド部とは異なる位置に対応する前記上蓋部3の位置に、前記上蓋部3を把持可能にする指掛け孔22を切込形成してある。前記指掛け孔22から、前記上蓋部3の先端部側に延びる一対の破碎線23を設けて指掛け部24を形成してある。前記指掛け部24は、前記上蓋部3における前記指掛け孔22と前記破碎線23と先端部とに囲まれた部分を引き上げ切断容易にして、孔部Aを形成容易にしてある。40

【0023】

前記指掛け部24は、切断容易に形成すれば良く、特に指掛け孔22を設けなくても、破碎線のみを設けて形成することも出来る。また、前記孔部Aを形成した後の指掛け部24は、切除されても前記上蓋部3に連結したままの状態で残存してもよいが、切除されるものの方が、開封後の見栄えが優れ、形成された孔部Aから包装箱内部を確認する際にも邪魔にならないので好ましい。

尚、本実施形態では指掛け部24を引き剥がすことによって破碎線23を破碎する構成としたが、前記孔部Aを形成出来れば、特に制限はなく、例えば、指掛け部24を押込むことによって破碎線23を破碎する構成とすることもできる。50

【0024】

前記舌部41には、組立状態において前記孔部Aから視認できる部分に、開封済み表示43を設けてある。この包装箱を通常の開封方法によって開封すると、その指掛け部24を切り取る前には視認出来なかった開封済み表示部43が、前記指掛け部24を切り取った後に孔部Aを介して視認可能となる。そのため、一旦開封された包装箱と未開封の包装箱とを容易に識別できる。また、前記舌部41には、組立状態において前記指掛け孔22から視認できる部分に、ここから開封すべき事を示す開封口表示44が設けてある。もちろん、開封済み表示部43と開封口表示44は、必ずしも舌部41に設ける必要はなく、例えば、上蓋部3の内面側に貼り合せた別部材に設けても構わない。

【0025】

尚、前記開封済み表示43は、前記包装箱の外観から容易に識別可能であれば、その表示には特に制限はなく、色や文字、形状、それらの組み合わせ等により形成することが出来る。また、前記開封口表示44は、前記上蓋部3上面に形成してあっても良く、特に設けなくても問題はない。

【0026】

前記包装箱には、前記上蓋部3の組立状態において前記指掛け部24から前記正面部11にわたって封緘手段としての封緘テープ5を貼着しており、これにより前記指掛け部24と前記胴部1とを連結する。側面部14側では、前記差込片部21が前記開口部2から前記胴部1の内部に長く差し込まれる差込ガイド部21aを備えるから、包装箱を変形させたとしても、前記胴部1と前記上蓋部3との間に隙間を作り難くなる。そのため、このような場合では側面部13側のみを封緘すればよく、本実施形態においては、側面部13側に前記指掛け部24を設けて、前記封緘テープ5が貼着してある。

尚、前記差込片部21において差込ガイド部21aを別の位置に設けた場合には、それに対応して上述のごとく前記隙間を形成し難くなる位置に前記指掛け部24及び前記封緘手段を1つ又は2つ以上を設けることが出来る。

【0027】

本実施形態の包装箱では、図4に示すように、通常の開封操作を経ずに前記封緘テープ5を剥がすことなく、前記包装箱を不正開封しようとすると、側面部14側から差込片部21を引き抜くことになる。しかし、側面部14側の差込片部21には差込ガイド部21aを有しているため、前記上蓋部3の側面部13側を封緘テープ5によって固定されたまま、前記差込ガイド部21aを前記胴部1から引き抜くことは困難となる。そのため、前記上蓋部3と胴部1との間に隙間を形成することは難しくなり、包装箱の内容物を不正に抜き取る、入れ替える等の改竄を防止することが出来る。

【0028】

前記封緘手段は、前記指掛け部24と前記胴部1とを連結可能であれば良く、任意の形態のテープ、シール等を利用することが出来るが、図6に示すように、剥離後再形成不能な封緘テープ5が好適で、特に、剥離部分に開封済みを容易に判別することの出来る切り込み目印51の現れるものが好適に用いられる。この切り込み目印51は、封緘テープ5の剥離時にほぐれて、再度整列することが困難となるように形成してあるから、再貼着した場合に不自然な乱れが生じ、開封済みであることが一目で認識できるものである。また、この切り込み目印には、種々の模様のものを採用することが出来る。

【0029】

このような包装箱を用いる際には、まず、胴部1を組み立て固定する。この状態で上方に開口される開口部2から前記包装箱内に内容物を装填する。さらに、前記胴部1の開口部2を覆って両舌部13、14を折り曲げ、さらに上蓋部3を折り曲げ形成し、蓋をする。そして、上蓋部3と胴部1とを連結する封緘テープ5を貼着して簡易包装された包装箱とする。

開封する際には、この包装箱は、通常、前記指掛け孔22に指をかけ、破碎線23に沿って前記切取領域Aの指掛け部24を引き上げて切断する。前記指掛け部24を切り取ると、前記孔部Aに前記開封済み表示部43が視認可能に表示される。これにより、前記差込片部

21は、前記開口部2から引き抜き可能となり前記上蓋部3を起立させて開口部2を解放し、内容物を取り出し可能にすることが出来る。

従って、正規の開封方法によって開封すれば、前記開封済み表示部43が表示される。また、前記封緘テープを剥がすことによって不正に開封すれば、上述のごとく開封したことが判別できる状態となる。このため、容易に改竄が判別できるようになるので、不正開封は容易に発覚することになり、不正開封を抑制することが出来る。

【0030】

本発明に係る包装箱は、本実施形態に限定されるものではなく、図5に示すように2つの部分を重ね合わせることで底部15が形成されるもの等、種々の組み立て形態のものを利用できる。

また、正面部11には、図5のように封緘テープ5の貼着された部分の近傍を囲うU字状の切取線11aを設けてあってもよい。前記封緘テープ5の貼着されている前記正面部11の切取線11a内の領域に形成される切取片24を続けて切り取ると、前記胴部1に貼着して残存する封緘テープ5を容易に除去できる。

また、本実施形態では、指掛け部24を前記胴部1側ほど先細りになるように破碎線23を設けて構成したが、図5のように等幅に設ける等、種々の形態を適用できる。

【0031】

本発明の包装箱は、本実施形態のように1つの部材を組立形成するものの方が、製造工程上好ましいが、別に複数の部材を貼り合わせることによって形成するものでも問題なく本発明の目的を達成することができる。

また、本発明の包装箱を形成する材料は、紙、ダンボール、樹脂、またはそれらの組み合わせ等、様々なものが適用可能である。

【産業上の利用可能性】

【0032】

包装箱の内容物が不正に改竄されるのを効果的に防止することが出来るため、特に医療用の薬品や、毒物、劇物等の実験試薬を輸送する場合に適用することが出来る。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】本発明の包装箱の展開図

【図2】本発明の包装箱の組み立て説明図

【図3】本発明の包装箱の開封作用説明図

【図4】包装箱の改竄作用説明図

【図5】本発明の包装箱の異なる形態を示す展開図

【図6】封緘テープの概略図

【図7】従来の包装箱の開封作用説明図

【符号の説明】

【0034】

1 胴部

2 開口部

3 上蓋部

5 封緘手段

21 差込片部

21a 差込ガイド部

24 指掛け部

43 開封済み表示部

A 孔部

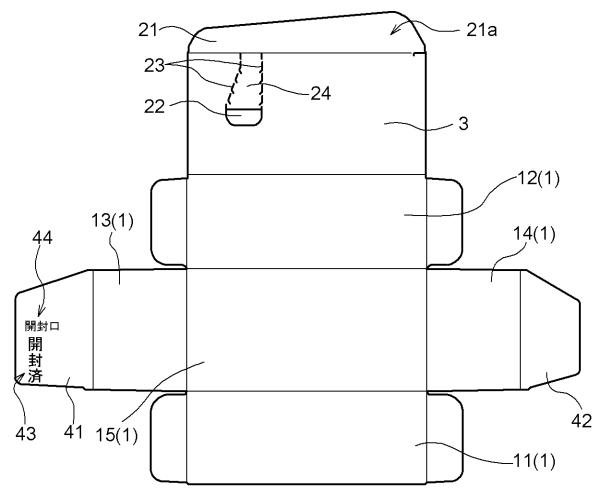
10

20

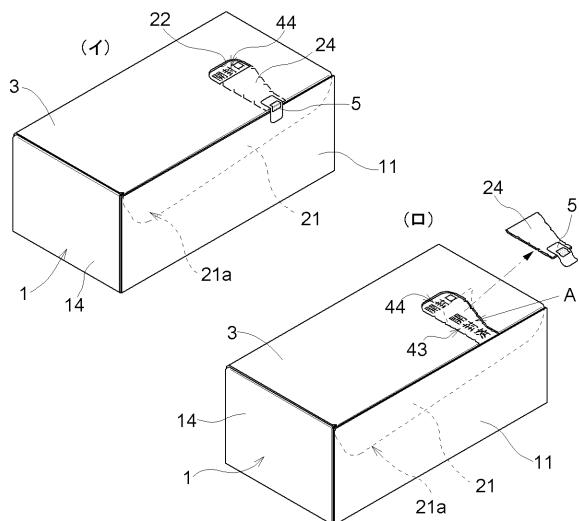
30

40

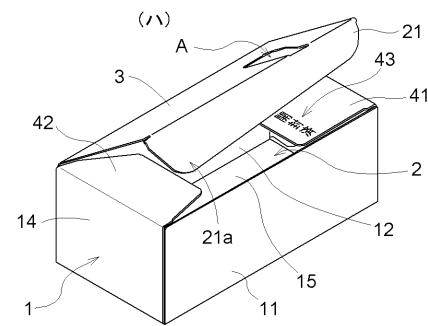
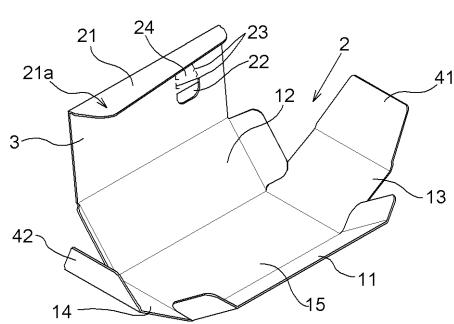
【図1】



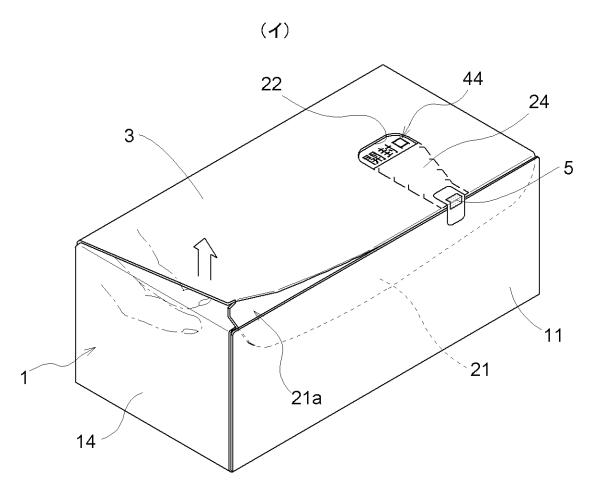
【図3】



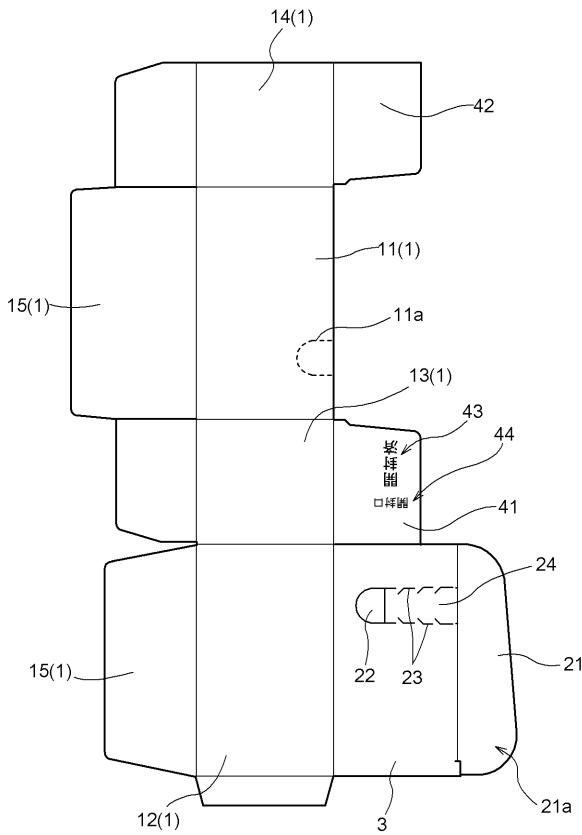
【図2】



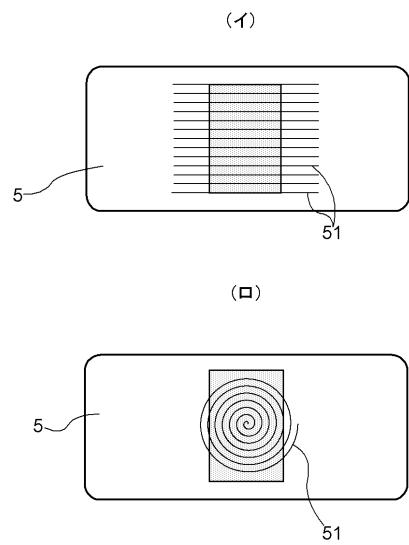
【図4】



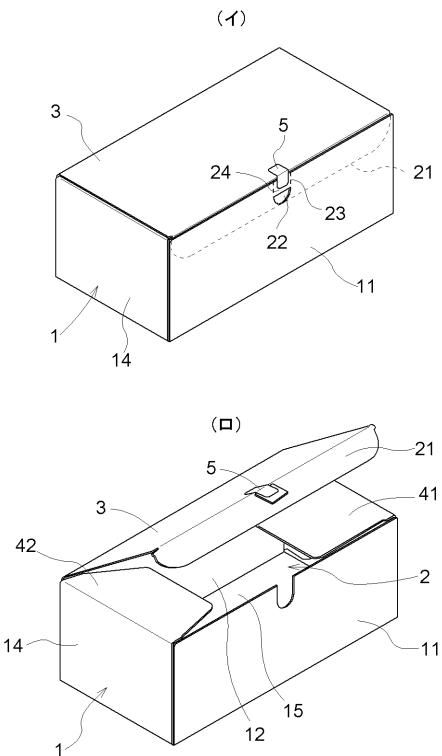
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(72)発明者 佐藤 和仁

富山県富山市大手町三番九号 朝日印刷株式会社内

F ターム(参考) 3E060 AA03 AB05 AB13 AB16 BA03 BC02 BC04 CE04 CE07 CE13
CE14 CE16 CE18 CE19 CE30 CF05 CG03 CG12 CG13 DA15
EA06